

質問回答

NO.	質問	回答
1	<p>仕様書「(3) 試験計画書等の提出等」には以下の記載がありますが、本記載は試験計画書の記載事項を求める意図であり、本業務はGLP試験としてではなく、非GLP試験として実施してよろしいでしょうか？</p> <p>仕様書「(3) 試験計画書等の提出等」 試験計画書及びその変更(若しくは修正)書については、これを作成後速やかにその写しを環境省に提出する。試験計画書には、原則として、平成23年3月31日薬食発0331第8号、平成23・03・29製局第6号、環企発第110331010号通知「新規化学物質等に係る試験を実施する試験施設に関する基準について」 (https://www.env.go.jp/chemi/kagaku/hourei/02-tsuuchi-glpkijun.pdf を参照) の第27条に掲げる事項を記載すること。</p>	非GLP試験として実施することで問題ありません。